

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

South China Sea Arbitration Award: An Analysis

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲本, 守 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/1381

南シナ海紛争に関する仲裁裁判所裁定

稲本 守*

(Accepted October 25, 2016)

South China Sea Arbitration Award: An Analysis

Mamoru INAMOTO*

Abstract: On July 12, 2016, the Arbitral Tribunal issued an arbitration award on the South China Sea Dispute between China and the Philippines. It concluded that China's historic rights to resources in the maritime areas within the so-called "Nine-dash Line" are incompatible with the International Convention of the Law of the Sea (UNCLOS) and have no legal effect. At the same time, the Tribunal acknowledged that all high-tide features in the Spratly Islands are not entitled to an exclusive economic zone and continental shelf and that no overlapping entitlements exist in the maritime zones claimed by the Philippines. After giving the background and general outline of the Award, this paper examines the reasoning of the judgment, in particular the strict standards set by the Court when applying the article 121 (3) of UNCLOS about the status of maritime features.

Key words: South China Sea, Spratly Islands, Arbitration Award

第一章 はじめに

2016年7月12日、世界中が注目する中、いわゆる南シナ海紛争をめぐる仲裁裁定 (The South China Sea Arbitration Award of 12 July 2016 以下、Award と略記する) が仲裁裁判所 (the Arbitral Tribunal) によって言い渡された。周知のとおりこの裁定は、南シナ海中部、南部の海域に対する中国の排他的権利をほぼ全面的に否定したことから、国際的に大きな反響を呼び起こし、我が国においても裁定内容が公表された直後から、その概要について盛んに報道された。しかしこれらの報道は、裁定と同時に発表されたプレス・リリースに基づく速報であり、裁定本文やその他の公開文書・資料、或いは仲裁裁判の過程で中国側が逐次発表した反論等を詳細に検討したのではなく、その内容には説明の不十分さと誤解を招きかねない表現が目立った。

詳しくは本稿において詳述するが、今回の裁定には、とりわけ島嶼 (features) が周辺海域に生起させる権原めぐり、我が国の今後の海洋政策に大きな影響を与えかねない内容が含まれており、個々の島嶼の地位をめぐって今後予想される国際的な議論に際しては、最終的な確定判決でもある今回の裁定に盛り込まれた論拠が、それぞれの主張を支える法的根拠として引用されることとなる。こうした

中、来るべき国際論争に備え、できる限り速やかに裁定内容についての詳細な検討を行い、その内容を広く共有することが、大学において国際海洋政策を研究・教育する研究者の責務であると信じ、浅学の身をも顧みず、急ぎ本稿を書き下ろした次第である。

本稿はその性格上、必ずしも海洋法に精通していない読者をも想定しており、国連海洋法条約 (United Nations Convention of the Law of the Sea 以下、UNCLOS と略記する) における関連条文の内容についても、出来る限り説明を加えるよう努めた。また今回の裁定においては、海域に対する「Entitlement (権原)」「Title (権限)」及び「Rights (権利)」の法的意味の相違に注意が払われていることから、本稿の執筆にあたっては、裁定文や法令等を訳出する際には、原語と訳語とを極力一致させるよう心掛けた。

第二章 仲裁裁判と本件の進行

1. 仲裁裁判について

UNCLOS は、「この条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、国連憲章第33条1項に規定する手段によって解決を求める」(UNCLOS 279条) と定めている。従って

* Department of Marine Policy and Culture, Tokyo University of Marine Science and Technology, 4-5-7 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8477, Japan (東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

UNCLOS 加盟国は、「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのあるものについては、その当事者は第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」(国連憲章33条1項)。

国際紛争を司法的に解決するための機関として、まず「国際連合の主要な司法機関である」国際司法裁判所(International Court of Justice 以下、ICJ と略記する)が挙げられる。同裁判所規程は「国連憲章と不可分の一体をなす」(国連憲章92条)ことから、「すべての国際連合加盟国は、当然に国際司法裁判所規程の当事国」となり(同93条)、「自国が当事者であるいかなる事件においても、国際司法裁判所の裁判に従うことを約束」せねばならない(同94条)。

しかし周知のように、ICJ 規程36条2項に基づく選択条項(強制管轄権)の受諾を宣言しない限り、紛争の当事国は、他国から提訴されてもこれに应诉する義務はない。従って中国が ICJ による強制管轄権の受諾を宣言していない現状では、個別事例にかかわる同意がない限り同国に应诉の義務はなく、南シナ海をめぐる紛争解決が国連憲章に則って ICJ に付託される可能性は極めて小さい。

他方 UNCLOS はその第15部(UNCLOS 279-299条)において、「条約の解釈または適用に関する紛争の平和的手段による解決」について規定している。そしてその第1節(同279-285条)において定められた非強制的手続き(例えば紛争当事者の合意によって行われる調停)による解決が出来なかった場合に備え、第2節(同286-296条)では「拘束力を有する決定を伴う義務的手続き」が定められており、「第1節に定める方法によって解決が得られなかったものは、いずれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される」(同286条)ことになる。この場合、締約国は裁判所として、あらかじめ国際海洋法裁判所、ICJ、仲裁裁判所(an arbitral tribunal)、特別仲裁裁判所のいずれかを選択しておくことになるが、当事国がいずれの法廷を選択するかあらかじめ宣言していない場合は、仲裁裁判所に付託される(同287条)。尚、この仲裁裁判手続きの詳細については、UNCLOS 附属書VIIに掲載されている。

周知のように中国は、今回の仲裁裁判そのものを受け入れず、その手続への参加を拒否した。しかし ICJ での手続きと異なり、「いずれの紛争当事者も、他の紛争当事者にあてた書面による通告により、紛争をこの附属書に定める仲裁手続きに付することができる」(附属書VII 1条)ため、相手国による应诉の有無にかかわらず仲裁手続きを開始することができる。更に「いずれかの紛争当事者が仲裁裁判所に出廷せず、または自己の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事者は、仲裁裁判所に対し、手続きを継続し仲裁裁判を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事者が欠席し、または弁護を行わないことは、手続きの

進行を妨げるものではない」(同9条)との規定に基づき、仲裁裁判手続きは、たとえ相手国がこれに参加しなくとも、紛争当事者の要請によって進められる。また、「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所が行う裁判は最終的なものとし、すべての紛争当事者は、これに従う」(UNCLOS 296条)。「紛争当事者が上訴の手続きについて事前に合意する場合を除くほか、仲裁裁判は、最終的なものとし、上訴を許さない。紛争当事者は、当該仲裁裁判に従う」(附属書VII 11条)ことが義務付けられているため、たとえ仲裁裁判手続きに参加しなかったとしても、当事国はその裁定には従わねばならない。

2. 本件の進行と仲裁付託項目

さて、フィリピン政府は2013年1月22日に、先に挙げた UNCLOS 286、287条及び附属書VII 1条に則って仲裁手続きを開始した。これに対し中国側は2013年2月19日に、次章において詳述する理由から、仲裁裁判手続きへの参加を拒否した。しかしフィリピン側の要請に従って仲裁手続きが継続され、2013年2月から6月にかけて、仲裁人の選定が行われた¹⁾。

UNCLOS 附属書VII 3条によれば、仲裁裁判所は5名の仲裁人によって構成されるが、その内2名はそれぞれの紛争当事者によって任命され(同条b項)、残りの3名の仲裁人は紛争当事者の合意によって任命される(同条d項)。しかし中国側が定められた期間内(30日)に仲裁人の任命を行わず、他の仲裁人の選定手続きにも参加しなかったため、フィリピン側は、こうした場合に備えて定められた同条e項の規定に従い、国連海洋法裁判所長に仲裁人の任命を依頼した。その結果、5名中4名の仲裁人が国連海洋法裁判所長によって任命されることとなった。こうした過程を経て同年6月21日に構成された仲裁裁判所は、7月に裁判事務を取り扱う登記所(Registry)として、オランダのハーグにある「常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)」を指定した。

その後、仲裁裁判所は裁判所が持つ「管轄権(jurisdiction)」及びフィリピンによる提訴の「認容性(admissibility)」に関して(後述)、「先決的事項(preliminary matters)」に含まれると判断された部分を先行・分離して審理を行う(bifurcation)こととした²⁾。そして2015年7月7日、8日及び13日に裁判所の管轄権と訴訟の認容性についての聴聞が開催され、同年10月29日に、これらの先決的事項に関する裁定が下された。そして2015年11月24日、25日、26日と30日に本件についての聴聞が開催され、翌2016年7月12日に最終的な裁定が言い渡されたのである。

尚、2015年11月30日にフィリピン政府の代理人は、最終的に仲裁裁判所に裁定を付託する項目(Submissions)について、以下の15項を届け出ている(以下、Award, para.112からの要約)。

- ④ 南シナ海における中国及びフィリピンの海洋権原は、UNCLOSによって許される範囲を超えてはならない。
- ⑤ いわゆる九断線による南シナ海に対する中国の歴史的権利はUNCLOSに違反しており、法的効果を持たない。
- ⑥ スカボロー礁は、排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を生じない。
- ⑦ ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁、スピ礁は低潮高地であり、領海、排他的経済水域、大陸棚に対する権原を生じない。
- ⑧ ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚の一部である。
- ⑨ ガベン礁と、ヒューズ礁を含むケナン礁は低潮高地であり、領海、排他的経済水域、大陸棚に対する権限を生じない。但しその低潮線は、ナムイエット島及びシンカワ島からの領海基線決定に用いることができる。
- ⑩ ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁は排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を生じない。
- ⑪ 中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚において、フィリピン国民が生物、非生物資源を利用することを不法に妨害した。
- ⑫ 中国は、自国国民及び自国漁船が、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚において生物資源を利用することを防止しなかった。
- ⑬ 中国は、フィリピン漁業者によるスカボロー礁における伝統漁業を不法に妨害した。
- ⑭ 中国は、スカボロー礁、セカンド・トーマス礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁において、海洋環境保護義務に違反した。
- ⑮ 中国によるミスチーフ礁の占領と建設は、
 - (a) 人工島、施設、構築物に関するUNCLOSの規定に違反する。
 - (b) UNCLOSにおける海洋環境保護義務に違反する。
 - (c) UNCLOSに違反した、不法な占拠活動である。
- ⑯ 中国は自国の法執行船を危険に運用し、スカボロー礁近くを航行するフィリピン船に深刻な危険を生じさせ、UNCLOSにおける義務に違反した。
- ⑰ 2013年1月の仲裁裁判の開始以来、中国は以下の行為により、紛争を悪化させた。
 - (a) セカンド・トーマス礁海域におけるフィリピンの通航権を妨害した。
 - (b) セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン要員の交代及び補充を妨害した。
 - (c) セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン要員の健康を危険にさらした。

(d) ミスチーフ礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁において浚渫、人工島の造成及び施設の建設を行った。

- ⑱ 中国は、UNCLOSに基づくフィリピンの権利と自由を尊重し、南シナ海における海洋環境の保護を含む、UNCLOSが定める義務に従わねばならない。

尚、この15項の中で、紛争当事国である中国・フィリピン二国間の関係を超えて、広く、今後の海洋政策全般に大きな影響を及ぼしかねない判断が示されたのは、1項から7項についての裁定である。更に、8項と9項も、後述するように、審理対象となる島嶼の範囲をスプラトリー諸島全域に拡大した点で大きな意味を持つ。そこで本稿では、敢えて2国間関係に限定される裁定内容についての分析は割愛し、1項から9項をめぐる論争に焦点を絞って論じていきたい。

第三章 仲裁裁判所の管轄権と訴えの許容性

1. 領土紛争と選択的除外

さて、UNCLOS 15部2節において、「拘束力を有する決定を伴う義務的手続き」が定められていることについては既にふれたが、続く15部3節(297-299条)では、「第2節の規定の適用に係る制限及び除外」について規定されており、2節にあげられた義務的手続きは、この「第3節の規定に従うことを条件として」(UNCLOS 286条)裁判所に付託される。そこで中国側が仲裁裁判を拒否する理由として挙げた第一の理由であり、今回の裁定における最大の争点の一つともなったのは、この第3節の規定によって制限を受ける仲裁裁判所の管轄権の問題である。

まずUNCLOS 298条は、「大陸または島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない」と定めている。本件に関して2014年12月に中国側が発表した「基本方針」(Position Paper)や³⁾、折に触れて発表されたプレスリリース等(China's Position; Briefing by XU)⁴⁾においても、いわゆる南シナ海紛争が1970年代以降、海域における島嶼の領有権をめぐる争いとして始まったことが描写されている(Position Paper, paras. 5-7; China's Position, ch. 5)。実際、南シナ海紛争はしばしば「スプラトリー紛争」とも称せられるように、その根幹は主にスプラトリー諸島に属する島嶼の領有権争いにあると見られており、そもそも海洋法条約がこうした領土紛争の裁定を対象とはしていないことについては、法廷自らも認めている(Position Paper, para. 9; Award, para. 5)。

加えてUNCLOSは、いわゆる「選択的除外(optional exceptions)」と称される手続きを定めている。即ち「海洋の境界画定に関する15条(領海)、74条(排他的経済水

域)及び83条(大陸棚)の規定の解釈もしくは適用に関する紛争、または歴史的湾もしくは歴史的権限に関する紛争の場合」、締約国は例外的に強制的手続きを受け入れないことを、あらかじめ書面によって宣言することができる(UNCLOS 298条)。そして中国は、この強制的手続きの適用除外を既に2006年に宣言しているため⁹⁾、仲裁裁判所は南シナ海の境界画定及び同海域における歴史的権限についての判断を下すことは出来ない(Award, para. 6)。

加えて先に紹介した欠席裁判について規定したUNCLOS 附属書VII 9条は、続く文言において、(欠席裁判を行う場合には)「仲裁裁判所は、仲裁裁判を行うに先立ち、仲裁裁判所が当該紛争について管轄権を有すること・・・を確認しなければならない」ことを念押ししている。従って本件のように、当事国の一方が仲裁手続きへの参加を拒否しているような場合には、とりわけ管轄権の問題が慎重に検討されねばならない。とはいえUNCLOSでは、「裁判所が管轄権を有するか否かについて争いがある場合には、当該裁判所の裁判で決定する」(288条4項)と定められているため、この問題については仲裁裁判所が自ら裁決することになる。

2. 訴えの許容性

中国側が仲裁裁判への参加を拒む理由として挙げた今一つの理由は、義務的仲裁手続きは交渉や協議を補完する(complementary)ものであり(Briefing by XU, ch. 6)、国家間の紛争は第一義的に直接交渉によって解決されるべきであるという認識にある。そして紛争解決について当事国間、及び地域機関において合意された枠組みがあるならば、こうした枠組みを通じての交渉が優先されるべきであり、その合意を反故にして訴えを起こすことは訴権の濫用であり、仲裁手続きの開始は許容されるべきではないとする立場をとっている(Award, para.96)。

確かにUNCLOSは紛争解決に際して、明らかに当事国間の直接交渉による合意を優先している。例えば向かい合っているか、または隣接している海岸を有する国の間における海洋境界についての紛争は、まず、当事国間の交渉を通じた合意によって解決することを求めており、「合理的な期間内に合意に達することができない場合」に限って、15部に定める手続に付するよう定めている(UNCLOS 74条2項、83条2項)。

他方「関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する」(UNCLOS 74条4項、83条3項)と規定されているように、「この部(15部)のいかなる規定も、この条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を、当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき、当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない」(UNCLOS 280条)。更に「この条約の解釈または適用に関する紛争の当事者である締約国が、当該締約

国が選択する平和的手段によって紛争の解決を求めることについて合意した場合には、この部に定める手続きは、当該平和的手段によって解決が得られ(中略)ないときに限り適用される」(UNCLOS 281条)と定められていることから明らかなように、紛争解決方法について当事国間に合意がある場合には、15部の適用は制限される。尚、同様の制限は、「締約国が、一般的な、地域的な、または二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続きに紛争を付することについて合意した場合」(UNCLOS 282条)においてもあてはまる。言い換えれば紛争当事国には、二国間であれ地域協定であれ、その合意により、紛争解決手段を自ら選択する権利が認められているのである(Position Paper, paras.80-83; Briefing by XU, ch. 6)。

こうした背景から中国側は、1995年8月10日及び2000年5月16日にフィリピンとの間で交わされた共同声明を引き合いに出し、両国の間にはこの紛争を二国間の交渉によって平和裏に解決するとの約定があったこと、さらに2002年に発表された「南シナ海における関係国行動宣言」(DOC: the Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea)において、平和的な協議・交渉による南シナ海紛争の解決を目指すことに関係国が合意していたことを指摘し、交渉によって解決をはかるとのこれらの約定が有効である限り、15部の規定に基づく仲裁裁判手続きは無効であるとの立場に立った。更にこうした「紛争解決のための手続きが、解決をもたらさずに終了した場合であっても、「交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行うこと」が義務付けられており(UNCLOS 283条)、こうした協議を行わずにフィリピン側が一方的に仲裁裁判に訴えたことは、UNCLOSを始めとする関連国際法に違反するとして、その行動を強く批判している(Position Paper, paras.30-56; Briefing by XU, ch.6; Award on Jurisdiction, paras.323-325)。

3. 管轄権と訴えの許容性についての裁定

まず訴えの許容性の問題について法廷は、フィリピンと中国による共同声明、及びDOCのいずれについても、これらが紛争解決に関して法的拘束力のある合意であったとは認めず、これらの声明が紛争の強制的解決のためのメカニズムを提供しているとは言えないとの判断を示した(Award, para.159)。また、中国側と意見の交換を行わずにフィリピンが一方的に仲裁裁判手続きを開始したとの批判に対して法廷は、まずUNCLOS 283条が求める「交渉その他の平和的手段による紛争の解決について(regarding its settlement by negotiation or other peaceful means)」の意見の交換とは、「紛争の内容(substance of the dispute)」ではなく、「紛争解決手段(the possible means of settling the dispute)」に関する意見の交換を意味しているとの解釈を示した。その上で法廷は、フィリピンが再三にわたって多国間の枠組

みでの交渉を提案したにもかかわらず中国側が二国間交渉にこだわってこれを拒否してきた事実を指摘し、これにより UNCLOS 283条が求める紛争解決手段についての意見交換が既に両国の間で行われたとみなし、フィリピン側の行動は条約違反にはあたらないと判断した (Award, para.169; Award on Jurisdiction, paras.332-344)。

次いで管轄権の問題について仲裁裁判所は、フィリピン側も領土主権や海洋境界画定問題の裁判については仲裁裁判所に管轄権がないことは承知しており、フィリピン政府が提出した訴状においても、これらの問題についての裁定は委託されてはおらず、海域に対する権原の有無についてのみ判断が求められていることを指摘した⁶⁾。これに対して中国は、フィリピン側が領土主権や境界画定についての裁定を求めているのは、真の目的を偽装した裁判上の戦略にすぎず、その申し立ては事実上、領土主権と境界画定についての判断を求めているに等しいと反論している (Briefing by XU, ch. 3 ; Position Paper, para.69)。

その上で中国は、国家が島嶼を領有することによって権原が発生するのであり、領有権の問題が決着していないにもかかわらず権原について判断することは「本末転倒 (putting the cart before the horse)」であり、本件にかかわる問題は境界画定問題の不可分の一部 (an integral part) を構成していることから、境界画定問題と分離してフィリピンの申し立てを審理することに強く反発した (Position Paper, paras.15-18, 67-68)。

これに対して法廷は、海域の境界画定についての論争は、海域に権原が存在するかどうかについての議論とは異なる問題であるとの認識を示し、領有権の問題にふれずとも権原の有無についてのみ裁定を下すことは可能であると判断した (Award, paras.154-155, 170, 447)。しかしながら権原が重複する海域が存在する場合には海域の境界画定についての審理を行わねばならず、当然のことながらこの判断は仲裁裁判所の管轄外となる (Award, para.162)。従って法廷は、フィリピンが裁定を委託した項目について、権原の有無のみを審査することによって判断できる3項、4項、6項及び7項についてはとりあえず仲裁裁判所に管轄権があると判断したものの、1項、2項、5項、8項、9項については、まず権原の重複が存在するかどうかを確認する必要があるため、本件の審理と並行して仲裁裁判所に管轄権があるかどうか検討することとし、本裁定に先立って出された先決的事項についての裁定においては、とりあえず判断を保留した (Award on Jurisdiction and Admissibility, paras.398-406)。

同じく UNCLOS 298条において選択的除外の対象となっている「歴史的湾もしくは歴史的権限 (historic titles) に関する紛争」について法廷は、UNCLOS で言及されている「歴史的権限」と、中国が主張する「歴史的権利 (historic rights)」との相違に着目している。その中で法廷はまず、「歴史的権限」が海洋法の発展の歴史の中で、専ら「歴史

的湾」に対する権限を指す用語として用いられてきたことを振り返った上で、現在 UNCLOS においてこの権限が適用されるのは、10条6項で規定された「歴史的湾」と、15条において言及されている、領海の境界画定において考慮されるべき「歴史的権限」に限られており、いずれにせよこれらの権限が及ぶ海域は、湾内の内水、もしくは領海として沿岸国の主権下におかれることを指摘した (Award, paras.218-222)。他方中国が、九断線内の海域における通航の自由や上空飛行の自由を認めていることから法廷は、中国が同海域を自国の主権下にある内水または領海とは見なしていないと判断した (Position Paper, para.28; Briefing by XU, ch. 9 ; Award, para.213)。

他方「歴史的権利」について UNCLOS 中には一切の言及がないが、一般的には、排他的経済水域や大陸棚において沿岸国の排他的権利として認められている「主権的権利 (sovereign rights)」、即ち「天然資源 (生物資源であるか非生物資源であるかを問わない) の探査、開発、保存及び管理のため」(UNCLOS 56条)の権利を指していると考えられる。更にこうした見方は、九断線にまつわる中国側の行動が、専ら海底資源の採掘権や漁業権にかかわるものであったことから裏付けられる。こうした観点から仲裁裁判所は、中国側が主張する海洋資源に対する「歴史的権利」とは、UNCLOS 298条において挙げられた、内水・領海に対する「歴史的権限」とは異なり、選択的除外の対象とはならないと判断したのである (Award, para.229)。

第四章 海域に対する歴史的権利

1. 九断線と歴史的権利

先にもふれたように、中国は南シナ海紛争の本質を島嶼の領有権争いにあるとみなしている。無論のこと、これらの島嶼を中国が領有しており、これらが UNCLOS 121条で定義されている「島」であるならば、当然ながらその周囲の排他的経済水域及び大陸棚においては中国が主権的権利を有する。他方、中国は南シナ海において、こうした陸地に起因する権原によって説明できる範囲を大きく超える海域に対する権利を主張しているが⁷⁾、その際に示されるのが、いわゆる「九断線 (Nine-dash Line)」である。

この九断線が初めて中国 (中華民国) の公式地図に掲載されたのは1948年のこととされるが⁸⁾、九断線を中国が公式に主張したのは比較的最近のことである。裁定によれば、2009年5月にマレーシアとベトナムが「大陸棚の限界に関する委員会」に、両国が主権的権利を有する大陸棚の延長を合同で申請した際に、中国は国連に口上書を提出し、その中で初めて、九断線内における中国の主権的権利と管轄権を公式に主張した (Award, paras.182-184)。

海洋法条約によって生起する権原が及ぶ範囲を越える九断線がいかなる根拠に基づいて引かれているかについて、これまでのところ、中国側から明確な説明はなされていない

い。しかし2016年5月に、本件に関して中国側は改めて、南シナ海における中国の権利は長い歴史を通じて形成されてきたものであり、中国政府によって一貫して主張されてきたこと、1948年にこの破線が初めて中国の公式地図に描かれたが、これは新たな主張を作り出したものではなく、南シナ海における長い歴史を通じて形成された権利を確認したものである旨の説明を行っている (Briefing by Xu, ch.8)。その他、南シナ海紛争に関してこれまで中国側から出された様々な文章や声明から法廷は、中国が九断線における石油開発権や漁業権を、海洋法条約に基づく権利としてではなく、「歴史的権利」として正当化していると判断した (Award, paras.180-187, 200)⁹⁾。

2. 歴史的権利の法的有効性

さて、ここで中国が主張する南シナ海に対する歴史的権利が、国際法的に有効であるかどうかについて判断されねばならない。UNCLOS が沿岸国に対し、沿岸基線から200海里までの海域、或いは大陸棚における生物・非生物資源に対する主権的権利を付与しているのは、いわゆる「陸は海を支配する (The land dominates the sea.)」との大原則に則り、陸地に付随する権利としてこれを認めているからである。そして海洋利権が陸地に付随するものであることについては中国側も、仲裁裁判所の管轄権をめぐる文脈の中ではあるが、これを認めている (Positon Paper, paras.11-18)。

UNCLOS 311条2項は、この条約と「両立」する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務を認めてはいるが、生物・非生物資源に対する権利が、陸地とは無関係に歴史的に生じることについての言及が UNCLOS の中には一切ないことから¹⁰⁾、九断線のように、沿岸や島嶼などの陸地に起因する範囲を越えた海域に対して歴史的権利を主張することは UNCLOS の条文とは明らかに「両立」しない¹¹⁾。

他方 UNCLOS は311条5項において、「(UNCLOS の) 他の条の規定により明示的に認められている国際協定」の存在を認めている。そして UNCLOS において認められた範囲を越えた海域に対して権利を主張できる具体的事例として、先にも紹介した「歴史的湾もしくは歴史的権限」に関する協定が挙げられる。しかしこれらの条文が想定している領海や内水に対する「歴史的権限」と、中国が主張する「歴史的権利」とは異なるものであり、「歴史的権利」が UNCLOS 10条6項及び15条で認められた例外的扱いの対象とはならないことについては、既に管轄権をめぐる裁定においても判示されたところである。

そこで中国からは、中国の歴史的権利は UNCLOS が締結されたはるか以前から認められてきたものであり、UNCLOS によって覆すことはできない旨の主張が聞かれる (Briefing by Xu, ch. 8)。しかし「条約法に関するウィーン条約 (条約法条約)」は「同一の事項に関する相前後す

る条約の当事国の権利及び義務」について、「(旧) 条約は、後の条約と両立する限度において、適用される」と定めており (同条約30条3項)、UNCLOS によって管轄権をもつ裁判所も、「この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用して」(UNCLOS 293条1項) 判断せねばならない。従って UNCLOS の規定と両立しない、或いはこれに反するものであるならば、旧協定や歴史的慣習によって生じるいかなる権利・義務も、国際法上の効力を有しない (Award, para.238)。

加えて UNCLOS は「他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない」(309条) ことを明記している。即ち海洋権益の帰属について包括的に規定した UNCLOS の枠内で、海洋資源に対する主権的権利が沿岸国に対して排他的に認められている海域において、沿岸国以外の国が UNCLOS を「留保」もしくは「除外」し、UNCLOS 以外の法源に依拠してこれと同様の権利を主張することは認められない (Award, paras.243-246, 261-262)。従って、たとえ中国が生物・非生物資源に対する歴史的権利を、いわゆる九断線内の海域に対して有していたとしても、UNCLOS によって沿岸国に認められた権利を「留保」「除外」することは許されず、中国による UNCLOS 加盟、及び UNCLOS の発効に伴って、歴史的権利はその法的有効性を失ったと判断される。

以上の理由から法廷は、フィリピンによる裁定委託項目の1項と2項についてフィリピン側の訴えを認め、南シナ海における海洋権原は、UNCLOS によって許される範囲を越えてはならないこと、及び九断線による南シナ海に対する中国の歴史的権利は法的効果を持たないと結論付けた (paras.276-278)。

九断線が法的に効力を持たないことについては、以上の法的論拠において十分に明らかにされたところであるが、法廷は念のため、UNCLOS の発効以前において、中国が九断線内の海域における生物資源に対して実際に歴史的権利を有していたかどうかについて検討している。そして仲裁裁判所によるならば、中国は南シナ海において、他の沿岸国同様に、一般に公海上において許されてきた漁獲の自由を一沿岸国として行使してきたに過ぎず、他国がこれらの自由を行使することを中国が禁じたことを示す証拠も、中国以外の沿岸国が中国の排他的権利を黙認してきたことを示す証拠もないことから、そもそも海域内における生物資源に対して中国の歴史的権利が存在したこと自体を否定している。更に非生物資源については、その利用そのものが1980年代以降に始まったものであり、長い歴史の中で形成された権利であるとは到底言えないと判断した (Award, paras.270-272)。

尚、幾分蛇足となるが、南シナ海のほぼ全域に管轄権を有する根拠として、中国側がスプラトリー諸島を一体とらえ (collectively as a unit)、諸島に属する島嶼全体にわた

る群島基線（群島国家として最長125海里までの群島基線を引き、その内側を群島水域として沿岸国の主権下に置くことができる）や直線基線を採用した可能性も考えられ、中国側がこうした趣旨の説明を試みたこともあったようである¹²⁾。しかし中国はUNCLOS 46条に定義された群島国としての資格を明らかに有してはおらず、また、「海岸線が著しく曲折しているか、または海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所」（UNCLOS 7条1項）にのみ認められている直線基線を、中国本土の海岸線から遥かに離れたスプラトリー諸島を対象に引くこともUNCLOSの規定に明確に違反しているため、裁定はこうした中国側の説明を一蹴している（Award, paras.571-576）。

しかし九断線に法的有効性が認められなくとも、スプラトリー諸島の島嶼を中国が領有しており、更にこれらの島嶼が排他的経済水域及び大陸棚に対する権限を有する「島」であるならば、九断線内のかなりの海域に対して中国側が主権的権利を有することには変わりがない。そして次章以下で詳述するように、仲裁裁判所はこの点に関連して、歴史的とでも呼べる判断を示したのである。

第五章 島嶼が持つ権原

1. 「島」と「岩」と「低潮高地」

UNCLOS 121条1項は「島」について、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」と定義する一方で、3項では「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域または大陸棚を有しない」と定めている。この「島」と「岩」の定義をめぐっては、我が国でも沖ノ鳥島の法的地位に関して様々な議論が行われてきたところであるが、その際、1999年4月に衆議院建設委員会が出された政府答弁がよく引用される。その内容をまとめるならば、以下のとおりとなる¹³⁾。

① UNCLOS 121条1項に基づき、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」はすべて島であり、排他的経済水域及び大陸棚を有する。

② 同条3項には、岩とは何かという定義が含まれてはおらず、特定の地形が排他的経済水域または大陸棚を有しないとする根拠はない。

沖ノ鳥島を「島」とみなした政府見解を導いた上記の解釈は、基本的に「島」を定義づけた121条1項が満たされている島嶼はすべて「島」であり、従って「岩」についてのみ適用される3項の基準に縛られる必要はないとする考え方、即ち同条1項と3項とを切り離して解釈する、いわゆる「分離節」に立脚したものである¹⁴⁾。

しかし今回の裁定は、こうした「島」と「岩」をめぐると今後の議論に大きな影響を与えることになろう。まず「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時におい

ても水面上にあるもの」をすべて「島」に分類した点において、法廷が導いた解釈は、日本政府の立場と同じである。しかし裁定は、この「島」を更に二つのカテゴリーに分けた。すなわち1項で定義された「島」を、更に排他的経済水域と大陸棚を有する島と、これらを有しない「岩」とに分類した上で、前者を便宜上「完全な資格を有する島（fully entitled islands）」と呼び、これをいわば「資格を有しない島」である「岩」と区別したのである。そして両者を区別する際には、3項で示された条件、即ちその島が「人間の居住または独自の経済的生活を維持する」能力を伴うかどうかによって判断されねばならない（Award, para.280）。

他方UNCLOS 13条は、「島」と同じく自然に形成された陸地で、低潮時には水面上にあるが、高潮時には水中に没するものを「低潮高地」に分類している。この低潮高地は、本土または島から領海の幅を越えない距離にあるときは、領海の幅を測定するための基線として用いることができるが、高潮時においても水面上にある前記の島とは異なり、「それ自体の領海を有しない」。

従って今回に裁定に際して法廷はまず、フィリピン側が判定を求めた島嶼が、高潮時においても水面上にあるかどうかを審査せねばならない。但し、UNCLOS 60条8項において明記されているように、「人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域または大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない」。そして「低潮高地」も「(岩をふくむ)島」も、いずれも「自然に形成された陸地」であらねばならないことから、島嶼の上にどのような人工物を建設したとしても、低潮高地を島に、或いは岩を完全な資格を有する島に転換することは出来ない。従って島嶼の地位は、人工物が加えられる以前の自然の状態において判定されねばならない（Award, para.508）¹⁵⁾。

しかしこれらの島嶼の多くは、既に中国側の埋め立て工事や施設の建設によって原型を留めていないことから法廷は、自然に形成された陸地が高潮時においても水面上にあるかどうかを判断するため、第二次大戦以前にイギリス、日本、中国、米国等によって行われた調査データ（とりわけ1860年代における英海軍、1930年代における日本海軍によるもの）や当時の航路誌等を取り寄せ、これを精査することとした（Award, paras. 327-331）¹⁶⁾。

その審理結果をフィリピンの裁定委託内容に沿って整理すると、以下の通りとなる（Award, paras.382-383）。まずフィリピン側が高潮線上にあるとしたスカポロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁はそのまま高潮線上の島嶼と認められ、フィリピン側が低潮高地とみなしたスピ礁、ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁についてもフィリピン側の主張通り、低潮高地と判定された。他方、フィリピン側が低潮高地であるとしたガベン礁については、その南側は低潮高地と判断されたが、北側の礁、即ちガベン礁（北）については高潮線上の島嶼と認められ

た。また、フィリピン側が低潮高地とした「ヒューズ礁を含むケナン礁」について、法廷は両礁の一体性を認めず分離して検討した結果、ヒューズ礁についてはフィリピン側の主張通り低潮高地と認めたが、ケナン礁については高潮線上の島嶼と判断した。尚、低潮高地と判断されたミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁については、周辺海域に対して何等の権原も有しないが、同じく低潮高地と判断されたヒューズ礁、スピ礁、ガベン礁（南）については、高潮線上にある島嶼からそれぞれ12海里以内に位置するため、領海基線の起点となる資格を有する（Award, para.384）。

2. 審査の対象となる高潮線上の島嶼

ここで法廷は、フィリピン側が仲裁裁定を求めた項目の3項と7項を審理するにあたり、改めて高潮線上にあると認められた島嶼、即ち UNCLOS 121条1項に基づく「島」であるスカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁が、排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を生起させる「完全な資格を有する島」であるかどうかについて、同条3項に基づき判断せねばならない。しかし仲裁裁判所の見解によるならば、審査の対象となるのは、ここに挙げられた島嶼に限らない。

フィリピン側はその仲裁委託項目の第5項において、「ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域・大陸棚の一部である」ことの確認を求めている。ちなみにミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁はフィリピン側の主張通り、共に低潮高地と判定されたため、これらの島嶼は領海、排他的経済水域、大陸棚に対する権原を生じない。従ってフィリピン側は、フィリピンの群島基線を基に、その外側に設定された同国の排他的経済水域及び大陸棚の中に、両島嶼の周辺海域も含まれていることについての確認を求めているのである。

この要求に対して法廷が、先に記した管轄権の範囲で判断できることは、まず両島嶼の周辺海域及び大陸棚において権原の重複が生じているかどうかを確認することにある。そしていわゆる九断線の法的有効性が否定され、同海域における排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を生起させるものは陸地、この場合は島嶼に限られるため、法廷は先に列挙された島嶼に限らず、ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁の周囲200海里以内に、「完全な資格を有する島」が存在するかどうかを検討せねばならない。

加えて提訴内容の8項と9項が、フィリピンの排他的経済水域と大陸棚全般における中国側の不法行為を問題としているため、法廷は、ミスチーフ礁とセカンド・トーマス礁の周辺海域にとどまらず、フィリピンが主張する排他的経済水域と大陸棚の範囲全体について、これと重複する権原が生じる可能性があるかどうか、つまりフィリピンが主張する排他的経済水域・大陸棚の外側200海里以内に、「完全な資格を有する島」が存在するかどうかを審理することになる。即ち法廷は「5項、8項、9項において、・・・フィ

リピンは実質的に、スプラトリー諸島におけるすべての高潮線上の島嶼が UNCLOS 121条3項における岩であることを一般的に確認するよう求めている」（Award, para.393）と解釈したのである。

無論のこと、これらの中に権原の重複を発生させる「完全な資格を有する島」が存在するならば、該当する島の領有権及び周辺海域の境界画定についての判断が求められるため、仲裁裁判所は、上記5項、8項、9項について判断することは出来ない（Award, paras.393-395）。繰り返しとなるが、先決的事項について先行して出された裁定において、これらの項目に関して裁判所が管轄権を持つかどうかをめぐる判断が先送りされたのも、まず権原の重複の有無を確認する必要があったからに他ならない。逆に言えば、権原の重複が存在しなければ、領有権や境界線についての判断を行う必要は全くない（paras.628-633）。

3. 完全な資格を有する島の定義

まず初めに確認しておかねばならないことは、UNCLOS 121条3項における人間の居住や独自の経済生活を維持「できない（cannot）」とした表現が、同項における「独自の」、及び第1項における「自然に形成された」との条件と結び付けられ、仲裁裁判所によって「人工的な付加なくしては維持できない（cannot sustain without artificial addition）」との意味に解釈された点である。即ち法廷の解釈によるならば、島の地位は自然の状態に基づいて評価されねばならず、先の低潮高地についての判断と同様に、島嶼の資格に関する諸条件も、後に人工的に外部から付け加えられたものや改造によってではなく、自然状態において判断されなければならない（Award, paras.510, 541）。

他方法廷は、「維持（sustain）」という言葉には時間的・質的要素（time and qualitative elements）が込められており、これを人間が「単なる生存以上の（more than the mere survival of humans）」「健康で適正な水準の生活を送る（to keep humans alive and healthy according to a proper standard）」のに必要な物資を、「長期間にわたって継続的に」供給できることと解釈した（Award, paras.486-487, 504）。更に「人間の居住」とは仲裁裁判所によれば、「その島嶼を住まいとするグループまたは共同体（a settled group or community, for whom the feature is a home）」が「永続的、習慣的（permanently, habitually）」に「定住（to stay and reside in a settled manner）」していることを意味する（paras.488-491, 520）。

このように解釈された「人間の居住」が「維持できる」ためには、一定数の人間が長期間にわたり、永続的または習慣的に居住するに十分な食料、飲み水及び住まいを維持・供給できる能力を、当該の島嶼が自然の状態の有していることが求められ、人工物の付加や外部からの継続的な補給によってのみこうした能力が維持される場合は、これら条件を満たしているとはみなされない。従って、もともと島

に住んでいたとはいえない当局職員や軍人が、外部からの物資供給のみに頼って駐留していたとしても、人間の居住が維持できることにはならない (Award, para.550)。

他方、「独自の経済的生活の維持」の解釈に際して法廷は、とりわけ「独自」という語に着目している。即ち「独自の」経済活動には、外部からの資源に完全に依存した活動、或いは「現地の住人 (a local population)」が関与せず、島外からやってきた人間が、周辺海域や島内の資源を採取するような活動 (extractive activities) は含まれない。具体的には、島に居住しない遠方からの漁業者が島嶼周辺で漁業活動を行うことや、同じく島外からの人間が、島嶼及び周辺海域における鉱物資源を採取・採掘し、これを島外に持ち帰って利用するような活動は、島「独自の」経済的生活とは認められない (Award, paras.500-505, 543, 547)。

尚、人間の居住「または (or)」独自の経済的生活について、フィリピン側は両方の条件を満たさねば完全な資格を有する島とはいえないと主張したが、理論的には、いずれかの条件が満たされれば「完全な資格を有する島」として認められるとの解釈を仲裁裁判所は示している (paras.493-494)。しかし同時に法廷は、現実問題として、上記で定義された独自の経済的生活が行われるためには、一般的に島嶼に居住者がいることが前提とされねばならないことを示唆している (paras.497, 544, 547)。

4. スプラトリー諸島を形成する島嶼の資格

前節における基準に即して法廷は、まず先に高潮線上にあると判断された島嶼、即ちスカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁 (北)、ケナン礁について、これらをいずれも排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を有しない「岩」とであると判定した (Award, paras.554-570)。これらはいずれも極めて小さな岩礁から成っており、真水も産出せず、「人間の居住」も「独自の経済的生活」も維持できない。尚、周辺海域で漁業が行われている事例もあるが、前節に記した理由から、島の住人によらないこれらの漁獲活動も、島独自の経済活動とは認められなかった。また、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁 (北) においては、中国側が施設の建設を行って要員を駐留させているが、こうした実績によって島嶼の地位を転換することが出来ないことについては、既にふれた通りである。

他方、法廷はスプラトリー諸島の他の島嶼、即ちイトゥアバ島 (太平島)、ティツ島、ウェストヨーク島、スプラトリー島、サウスウェスト小島、ノースイースト小島についても、排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を生じさせない岩であると判定した (para.626)。

中でも最も大きな島嶼であるイトゥアバ島について法廷は、1920年代に日本の企業によって硫黄やグアノの採掘が行われていたこと、同島では小規模ながらパイアヤバナナの栽培等が行われていたこと、更に1930年代には日本の

漁業会社が同地に進出し、施設の建設と要員の駐留が行われていたことを認めている。更にスプラトリー諸島のいくつかの島嶼には、海南島より多くの漁業者が訪れ、これらの島嶼を漁業基地として活用していたことなども確認された (paras. 589-614)。こうした歴史的事実から仲裁裁判所は、スプラトリー諸島のいくつかの島嶼には飲料水が存在し、限定的ではあるが農耕も可能であり、また、実際に人間が居住していたこともあったことから、これらの島嶼には、自然の状態です少数の人間を生存させる能力が備わっていることを認めた (Award, para.615)。

しかし近年盛んに行われている職員や軍人の駐留を含め、過去及び現在の居住の実績は、いずれも一時的な (transient) 滞在にすぎない。漁業者や鉱山労働者などのかつての居住者も、最終的には中国、日本、台湾等のそれぞれの故郷に帰還していることから、たとえこうした人物がこれらの島嶼に数年間滞在したとしても、彼らは島への永住を意図した居住者ではなく、こうした実態でもって、これらの島嶼に定住した共同体が形成されたとは言えない (Award, para.618)¹⁷⁾。その上で仲裁裁判所は、「安定した共同体に近似したものがスプラトリー諸島に形成されたことを示す証拠はなく、同諸島は漁業者の一時的な避難場所か操業基地、あるいは採鉱や水産業に携わる労働者の一時的な住処を提供しているにすぎなかった。排他的経済水域の導入は、人間の居住に対する貢献がかくも希薄な小さな島嶼に、広大な海洋権原を付与することを意図したものではない。排他的経済水域の制度は、現在まさに起こっているように、広範な権利を主張することを期待する諸国家をして、人為的に住民を住まわせるようにしむけることを意図してはいなかった。それどころか121条3項は、このように、権原を作り出すために挑発的かつ非生産的な努力をすることを未然に防ぐことを意図したものである」 (para.621) との見解を判示している。

またこれらの島嶼、もしくはその周辺海域でこれまでに行われてきた経済活動についても、近海での漁業やグアノ (海鳥の糞による堆積物で、肥料として用いられる)、硫黄の採掘など、島の住民の関与なく資源を採取し、これを島外に持ち帰ることを目的に行われた活動にすぎないことから、法廷はこれらを、前節にあげた基準に合った、そこに住む島民が自らの生活の維持のために行う「独自の」経済活動とは認めなかった (Award, paras.623-625)。

第六章 まとめと考察

前章までに詳述したように仲裁裁判所は、いわゆる九断線の法的有効性を否定すると共に、フィリピンが主張する排他的経済水域及び大陸棚において重複する権原を生じさせる島嶼が、スプラトリー諸島には存在しないと結論を導くことによって、排他的経済水域及び大陸棚に関するフィリピン側の主張を全面的に認めた。

今回の裁定における最大の特徴として、完全な資格を有する島を定義づける UNCLOS 121条3項の「人間の居住または独自の経済的生活を維持することができる」とする規定が、極めて厳格に適用されたことが挙げられよう。そして UNCLOS 121条の規定をかくも厳格に解釈・適用した理由として法廷は、以下の2点を挙げている。

① 人工的な工事によって人間の居住や経済生活を可能にした島嶼に排他的経済水域や大陸棚に対する権利が生じるならば、高潮時に水面上にある島嶼はすべて「完全な資格を有する島」となり、深海底を人類共同の財産とした UNCLOS の目的と矛盾する (Award, paras.509, 535)。

② 排他的経済水域という概念は、そもそも沿岸域の住人(とりわけ漁業者)の生存を保証するために導入された経緯があり、121条3項は、遠く離れた国に対してこうした権利がいわば「棚ぼた(windfall)」式に、不公正・不公平に与えられることを防ぐために設けられたものである (Award, paras.512-517)。

そして仲裁裁判所は、こうした UNCLOS 121条の解釈については中国側も、同様の見解を示していたことに言及している。とりわけ2008年11月に、我が国が沖ノ鳥島周辺海域における大陸棚の延長を「大陸棚の限界に関する委員会」に申請したことに対し、中国側は数度にわたって抗議の意思を表明したが、その内容が裁定文の中で詳しく紹介されているので、以下にその要約を記しておく。

UNCLOS 121条3項は、人類の共通財産である深海底の範囲を保証したものである。従って大陸棚の外縁を確定する権利を行使するに際して加盟国は、国際社会全般の利益を損なわないように配慮する義務を有する。沖ノ鳥島(中国側は沖ノ鳥岩と記載している)のような大洋に孤立した岩を起点とし、200海里、更にはこれを超える大陸棚に対する権利を主張することは、人類の共通財産である深海底を侵略することにつながる。国際社会は、こうした試みに対して強い懸念を表明すべきである (Award, paras.451-458より要約)。

言うまでもなく深海底制度とは、技術の進歩とともに海底が国家による占有の対象となり、海底資源が一部の先進国によって独占される虞があったため、国の管轄権の及ぶ区域である排他的経済水域や大陸棚の外にある海底を「人類の共同の財産」である「深海底(the Area)」と定義し、「いずれの国も・・・主権または主権的権利を主張し、または行使してはならない」(UNCLOS 136条, 137条)こと、そしてそこでの活動は「人類全体の利益のために行う」(同140条)よう求めたものである。

無論のこと、今回の裁定は南シナ海紛争にかかわるものであり、沖ノ鳥島について何等の結論も導き出してはおらず、その法的地位について裁定内容が直ちに適用されるものではない。しかし沖ノ鳥島問題に際して中国側から表明された UNCLOS 121条の解釈を法廷が支持しており、南シナ海問題についても同様の立場に立つよう中国側に促し

ていることは明白である。こうした仲裁裁判所の基本的立場は、更に第三次海洋法会議においてデンマーク代表が残した発言を引用しつつ、「かつては航海の単なる障害物としか見なされなかったちっぽけで不毛な島」が、「奇跡的に、広大な海域への黄金の鍵となる」ことは、「新しい海洋法にとって、不当かつ受け入れがたい帰結」であるとしてこれを否定している姿勢にもよく表れている (Award, para.533)

今回の仲裁裁判に際してフィリピン側は、「もしスプラトリー諸島に完全な資格を有する島が含まれ、中国が今後も島の領有権や海域の境界画定についての仲裁に応じないならば、南シナ海紛争の解決は今後も難しい」との見通しを示した。その上でフィリピンは、ロココル島をめぐるイギリス、アイスランド、デンマーク間の紛争が、同島を「岩」とみなすことによって終息した例を挙げたうえで、「これらの島嶼がただの岩にすぎないと判断が示されたならば、これによって生じる権利は最大で幅12海里の領海のみであり、排他的経済水域や大陸棚の権利を求めて、小さな島の領有権を争うことはなくなる」との見解を表明した。そして仲裁裁判所に対しては、南シナ海の法的秩序と平和の維持に役立つと共に、海洋の平和的利用を掲げる UNCLOS の精神に則った判断を示すよう求めている (Award, paras.421, 439)。

無論のこと、スプラトリー諸島によって生起される権原を否定した今回の裁定から最も大きな利益を得ることになるのは、群島国家として国土の周囲に長大な群島基線(フィリピンが群島基線を引く際に起点としている島嶼については、領有権の争いはない)を引くことができるフィリピンであり、南シナ海の平和と法的秩序を求めたフィリピンの姿勢は、同時に同国の国益を最大限に反映したものである¹⁸⁾。とはいえ島の地位について厳格な基準を適用することによって、海洋の平和的利用を求める主張に応えることになった今回の判断を、日本を含めた世界の海洋国家がどのように受け止めていくのか、そして今回の判例が、島嶼の地位や領有権をめぐる国際紛争にどのような影響を与えることになるのか、今後とも注視していきたい。

注

- 1) 以下の仲裁人選定の経緯については、Award on Jurisdiction and Admissibility 29 October 2015, paras. 28-31を参照されたい。
- 2) Award on Jurisdiction, paras. 68-69. 尚、管轄権と認容性に関する裁定内容については、その主要部分が翌年に出された裁定本文中において再確認されているため、以下の引用に際しては、特に断らない限り、裁定本文に依った (Award, paras.145-168)。
- 3) Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, 2014/12/07 (http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml)
- 4) China's Position on the Territorial Disputes in the South China Sea

- between China and the Philippines by Zhang Hua, 2014/04/03 (<http://ph.china-embassy.org/eng/xwfb/t1143881.htm>); Briefing by XU Hong, Director-General of the Department of Treaty and Law on the South China Sea Arbitration Initiated by the Philippines, 2016/05/12 (http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjdt_665385/zyjh_665391/t1364804.shtml)
- 5) 尚、同様の適用除外を宣言している国は2016年現在で、イギリス、フランス、イタリア、カナダ、スペイン、オーストラリア等を含めて30国を超えており、特に珍しいことではない (http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm)。)
 - 6) Notification and Statement of Claim of the Republic of the Philippines, 22 January 2013, paras. 6 - 7.
 - 7) 例えば2012年に中国海洋石油総公司 (CNOOC) は「中華人民共和国の管轄権に基づいて」ベトナム近海に開発鉱区を設定したが、少なくともその内の一工区 (Block BS16) は、中国が領有権を主張する南シナ海のいずれの島嶼からも200海里以上離れている (Award, para.208)。
 - 8) 当時の地図に示された海域は、11の断線によって囲まれていた。1953年に中国 (中華人民共和国) が示した地図では、ベトナム戦争において中国が支援していた北ベトナムに対する配慮から、トンキン湾における境界線が取り除かれ、これ以降、九断線となった。しかし2013年に台湾東方海域に対する管轄権を主張するために境界線が追加され、現在では実質的に10断線となっている。
 - 9) 先に挙げた CNOOC による鉱区設定の例に加えて法廷は、フィリピンによる鉱区設定に対する中国側の抗議や、中国による漁業規制等が、いずれも中国によって歴史的権利として正当化されている例を挙げている (Award, paras.208-212)。
 - 10) 裁定の中でも解説されているように、UNCLOS 62条には、歴史的漁獲、即ち「伝統的に当該排他的経済水域で漁獲を行ってきた国」に対して払うべき配慮についての規定があるが、これは沿岸国が権利を持つ排他的経済水域での漁業活動を、同海域で伝統的に漁獲を行ってきた他国に対して認める場合に考慮すべき要因の一つとして挙げられているにすぎず、決して沿岸国以外の国に排他的な漁業権を認めているものではない (Award, para.242)。
 - 11) 中国側の主張と UNCLOS との間にこうした矛盾が存在することについては、一部の中国側の研究者も率直に認めているところでもある。「現実には、九段線が国連海洋法条約と合致しない部分があることで、難しい局面が生まれている。要するに、歴史的な感情を考慮するかぎり、中国人は現代国際法を用いて九段線を解釈することを受け入れないが、他方で現代国際法は歴史的な経緯のあるこの線を適切に説明することができない。」(李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』第1号、2010年10月、53頁)。
 - 12) 中国の研究者の中には、九断線を「島嶼帰属の線」として正当化しようとする主張も見られる (李国強「前掲論文」、51頁)。
 - 13) 第145回国会衆議院建設委員会議録第8号 (1999年4月16日)、21頁
 - 14) 栗林忠男・加々美康彦「海洋法における島の制度再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』有信堂2010年、242頁
 - 15) 今回の裁定をめぐる一連の報道には、「中国の建設した人工島に、排他的経済水域や大陸棚の権利が認められなかった」旨の表現が多々見受けられたが、本文中にて明記したように、そもそも UNCLOS は人工島に対して、周囲500メートル以内において安全水域を設定すること (UNCLOS60条5項) 以外、周辺海域に対する何等の権利も認めていない。従って、報道内容は結果的には正しいが、「中国が建設した人工島の土台となった島嶼は、排他的経済水域や大陸棚に対する権原を有する島とは認められなかった」という表現がより正確かと思われる。
 - 16) 仲裁裁判手続きの開始後に始められた中国側による埋め立て工事について法廷は、周囲のサンゴ礁に回復困難な損害与えたのみならず、紛争の悪化を招くと共に、島の地位を判断するに必要な証拠を隠滅したものであるとして、中国の国際法違反を強く非難している (Award, paras. 1176-1179)。
 - 17) 排他的経済水域や大陸棚を有する「島」の資格を厳しく解釈し、その基準を、外部の支援のない自然の条件において「組織された人間のグループによる安定的な居住」(a stable residence of organized groups of human beings)、或いは「永住者による安定した共同体 (a stable community of permanent residents)」を維持することに求めた点で、本裁定は、明らかにハワイ大学のヴァン・ダイク教授を中心とするグループの主張を受け入れたものと思われる。John Van Dyke and Robert A. Brooks, "Uninhabited Islands: Their Impact on the Ownership of the Oceans' Resources", *Ocean Development and International Law*, Vol. 12, Nos.3-4, 1983, p.286-288; 栗林・加々美「前掲論文 (注14)」、239, 248頁
 - 18) フィリピンがこれまでの方針を転換して、自国が実効支配する島嶼を含めたスプラトリー諸島から生じる権原を否定することにより、自国の群島基線から200海里に及ぶ排他的経済水域と大陸棚に対する権利を主張するようになったのは2009年のことであり、本裁定は結果的にこのフィリピンの立場を全面的に受け入れる結果となった (Position Paper, para.50; Award, para.399)。

南シナ海紛争に関する仲裁裁判所裁定

稲本 守*

(*東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

要旨： 2016年7月12日に、仲裁裁判所は中国とフィリピンとの間における南シナ海紛争についての仲裁裁定を下した。その中で法廷は、中国のいわゆる九断線内の海域における資源に対する歴史的権利が国連海洋法条約とは両立せず、中国が主張する権利には法的根拠がないと結論付けた。更に法廷は、スプラトリー諸島における高潮線上の島嶼のすべてが排他的経済水域及び大陸棚に対する権原を有せず、フィリピンが主張する海域には権原の重複が存在しないことを認めた。

本稿は本裁定の背景と概要について紹介すると共に、今回の裁定における論拠、とりわけ島嶼の地位に関する国連海洋法条約121条3項を適用する際に設定された厳格な基準について考察した。

キーワード： 南シナ海、スプラトリー諸島、仲裁裁定